

随意契約結果表

所 属	福祉保健部健康増進課
契約日	令和 8 年 4 月 1 0 日
契約業者名	株式会社 JDRONE
品 名	無人航空機を用いた青木ヶ原ふれあい声かけ業務委託
契約金額 (税込)	1 0, 6 1 9, 9 5 0 円
随意契約理由	<p>本事業は、熱赤外線カメラを搭載した無人航空機による夜間巡回によって、青木ヶ原樹海を訪れた自殺企図者を発見し、保護することを目的とした事業である。</p> <p>自殺企図者を見落とすことが許されない本事業実施のためには、夜間において、目視外で無人航空機を遠隔操作し、安定的に巡航運用できる高度な運航技術と、樹木が生い茂る森林環境下において、樹間から取得される赤外線・熱源映像を用いて、人と人以外の熱源（昼間に蓄積された地熱、シカ等の野生動物）を識別することが可能な探知技術を有し、企図者を探索・追跡する運用を行いながらも、墜落等の重大事故を生じさせることなく、安全かつ確実に無人航空機を巡行させられる十分な飛行技術を有しており、飛行エリア特有の電波環境（遮蔽、反射、減衰等）を踏まえた運用設計・判断が可能である必要がある。</p> <p>飛行エリアは国立公園内に位置しているため、国土交通省のより慎重な審査が求められ、かつ遠隔操作の許可を得られるために</p>

	<p>は、想定される運用により十分な飛行実績を有している場合に限られる。これらの全ての要件を単一の事業者として満たし、実環境下での継続的な運用するためには現時点において当該事業者のみである。</p>
随意契約の根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号